

健生食輸発1210第1号
令和6年12月10日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産赤とうがらしのアセフェート)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年12月9日付け健生食輸発1209第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、ベトナム産赤とうがらしについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひする。

記

1. 別表第2から削除

- ・ベトナム産赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のアセフェート

2. 別表第3から削除

- ・ベトナム産赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のアセフェート(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ANH LINH EXP. CO., LTD.」であるものに限る。)